

生駒市規則第 2 号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成 3 年 1 1 月生駒市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「3, 0 9 0 円」を「3, 1 4 0 円」に、「1, 0 3 0 円」を「1, 0 5 0 円」に、「5 1 0 円」を「5 2 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則別表第 2 の規定は、令和元年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。